

発議第3号

三島市議会委員会条例の一部を改正する条例案

三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「1年」を「2年」に改める。

第3条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「2年」とあるのは、「1年」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

令和5年3月15日提出

発議者 三島市議会全議員